

障害保健福祉関係主管課長会議資料

令和2年3月9日(月)

社会・援護局障害保健福祉部
企画課

目 次

| | | |
|----|-----------------------------------|-----|
| 1 | 令和2年度障害保健福祉関係予算案について | 1 |
| 2 | 第6期障害福祉計画に係る基本指針について | 3 |
| 3 | 障害者自立支援給付審査支払等システム事業（自治体分）の実施について | 47 |
| 4 | 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて | 49 |
| 5 | 障害福祉関係データベース（仮称）構築について | 51 |
| 6 | 障害者総合支援法対象疾病について | 51 |
| 7 | 身体障害者手帳及び療育手帳に関するマイナンバー情報連携について | 61 |
| 8 | 障害者手帳に関する周知等 | 65 |
| 9 | マイナポータルを活用した電子手続きについて | 66 |
| 10 | インフラ長寿化に係る個別施設計画の策定 | 66 |
| 11 | 障害者控除に係る「認定書」の交付事務について | 90 |
| 12 | 令和元年地方からの提案に関する対応方針について | 90 |
| 13 | その他関係施策について | 92 |
| 14 | 特別児童扶養手当等について | 103 |
| 15 | 心身障害者扶養保険事業について | 113 |

1 令和2年度障害保健福祉関係予算案について

令和2年度の障害保健福祉関係予算案については、障害保健福祉部全体として2兆1,528億円を計上しており、対前年度1,506億円増、7.5%の伸びとなっている。

障害保健福祉関係予算の大宗を占める障害福祉サービスや障害児支援に係る給付のための経費については、1兆5,842億円を計上しており、対前年度1,300億円増、8.9%の伸びとなっている。

引き続き、支援が必要な障害児者に対して必要なサービスを確保するとともに、適正なサービスの実施にご配慮いただくようお願いする。

このほか、以下の事業について増額計上しているので、積極的な事業実施についてお願いする。

| | |
|---------------------------|-------|
| ・ 地域生活支援事業等の拡充 | 505億円 |
| ・ 社会福祉施設等施設整備費 | 174億円 |
| ・ 聴覚障害児支援の推進 | 1.7億円 |
| ・ 障害者の芸術文化活動の支援の推進 | 4.1億円 |
| ・ 視覚障害者等の読書環境の向上 | 4.9億円 |
| ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 6.4億円 |
| ・ 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 | 4.2億円 |
| ・ 障害者に対する就労支援の推進 | 1.4億円 |
| ・ 依存症対策の推進 | 9.5億円 |

◆予算額 (令和元年度予算額) (令和2年度予算案)
2兆22億円 → 2兆1,528億円(+1,506億円、+7.5%)

【主な施策】※()内は令和元年度予算額

- (1) **良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保** **1兆5,842億円 (1兆4,542億円)**
障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害児支援等に必要な経費を確保する。
- (2) **地域生活支援事業等の拡充** **505億円 (495億円) 【一部新規】**
障害者の理解促進や意思疎通支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、必要額を確保しつつ、事業の拡充を図る。また、雇用施策との連携による重度障害者等の就労支援を実施する。
- (3) **障害福祉サービスの提供体制の基盤整備 (施設整備費)** **174億円 (195億円)**
就労移行支援事業等を行う日中活動系事業所や地域移行の受け皿としてのグループホーム等の整備促進を図るとともに、耐震化整備の防災・減災対策を推進する。
- (参考) 令和元年度1次補正予算案 **83億円**
非常用自家発電設備・給水設備の整備及び災害に備えるための大規模修繕等の防災・減災対策を推進する。
- (4) **聴覚障害児支援の推進**
- ① **聴覚障害児支援のための中核機能の強化** **地域生活支援事業等のうち1.7億円【新規】**
保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会設置や保護者への相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援等、聴覚障害児支援のための中核機能の整備を図る。
- ② **手話通訳等の体制整備の充実** **地域生活支援事業等の内数【拡充】**
手話通訳者等の派遣などの意思疎通支援の充実や手話奉仕員養成研修の推進など、市区町村における手話通訳等の体制整備を図る。
- (5) **発達障害児・発達障害者の支援施策の推進** **4.2億円 (3.8億円) 【一部新規】**
発達障害児者及びその家族の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を実施するとともに、発達障害者の青年期の居場所作り等を行う。また、発達障害児者の診断に係る初診待機の解消を進めるため、医療機関での診療にかかる時間の短縮を図るための取組等を実施する。
- (6) **芸術文化活動の支援の推進** **4.1億円 (3.0億円) 【拡充】**
障害者文化芸術活動推進法(平成30年6月施行)を踏まえ、芸術文化活動を通じた障害者の社会参加を一層推進するため、地域における障害者の芸術文化活動への支援を強化するとともに、全国に展開するための支援等を実施する。
- (7) **視覚障害者等の読書環境の向上** **3.0億円 (3.8億円) 及び地域生活支援事業等の内数【一部新規】**
読書バリアフリー法の成立(令和元年6月施行)を踏まえ、障害者の読書環境を一層推進するため、障害者が利用しやすい図書製作やインターネットを活用した提供を促進するとともに、点字図書館と公共図書館の連携強化や、肢体不自由等の障害や読字障害も含めた視覚障害者等の身近な地域における読書環境の整備等に取り組む。
- (8) **農福連携による就労支援の推進** **3.3億円 (2.7億円) 【一部新規】**
農福連携を推進し、農業分野での障害者の就労支援に向け、障害者就労施設への農業の専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次産業化支援、農業に取り組む障害者就労施設によるマルシェの開催等の支援を実施する。また、農福連携をはじめとする産業・福祉連携を推進するため、林業や水産業等といった地域に根ざした第1次産業分野での地域課題解決型の障害者就労のモデル事業を実施する。
- (9) **精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築** **6.4億円 (5.7億円) 【一部新規】**
精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、都道府県等と精神科病院等との重層的な連携による支援体制を構築するなど、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。また、精神保健福祉士等を精神科病院等に配置し、精神障害者の一般住宅での継続的な地域生活を実現するためのモデル事業等を実施する。
- (10) **アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の推進** **9.3億円 (8.1億円) 【一部新規】**
依存症対策の全国拠点において、依存症に関する情報提供や普及啓発を行うとともに、ゲーム障害にも対応できる指導者の養成研修を実施する。また、都道府県等において、人材育成や医療・相談体制の整備を推進するとともに、依存症専門医療機関等と精神科救急医療施設等との連携体制を構築し、早期発見・早期対応につなげる。さらに自助グループ等の民間団体への支援を充実する。

2 第6期障害福祉計画に係る基本指針について

(1) これまでの議論の経緯等について

都道府県・市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画は、現行の計画期間が令和2年度末までであることから、令和3年度を初年度とする第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについて、昨年10月から社会保障審議会障害者部会で議論を重ね、去る1月17日に開催された障害者部会において、見直しの方向性について、了承されたところである。

基本指針の告示については、パブリックコメント等の手続を経た上で、4月中を目処に行う予定であるのでご了解願いたい。

各自治体におかれては、改定後の基本指針を踏まえつつ、令和2年度中に障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成し、全ての項目において成果目標を設定するようお願いする。

なお、計画策定にあたっては、障害者等のサービス利用の実態やニーズを把握、分析した上で、数値目標等を設定するようお願いする。

最後に、令和2年度中に都道府県計画の策定状況等を把握するため、成果値目標等の設定について、報告をお願いすることとしているので、ご了解いただきたい。

(2) 基本指針の見直しの主なポイント

【地域における生活の維持及び継続の推進】

- 入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保することを基本指針に記載する。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を今後も計画的に推進する観点から、精神障害者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加する。
- アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進することについて、基本指針に記載する。

【福祉施設から一般就労への移行等】

- 「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、第5期の成果目標を整理・統合する中で、移行者数の目標値において、就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏

また上で成果目標を追加する。

- 就労定着支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加するとともに、定着率の数値目標については、平成 30 年度報酬改定の内容（就労定着率（過去 3 年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）に応じた基本報酬）に合わせて設定することとする。
- このほか、以下の取組を進めることが望ましいことを基本指針に記載する。
 - ① 農福連携の推進に向けた理解促進及び就労継続支援事業所等への支援
 - ② 大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進
 - ③ 高齢障害者に対する就労継続支援 B 型等による適切な支援及び高齢障害者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築

【「地域共生社会」の実現に向けた取組】

- 引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組むことについて、基本指針に記載する。

【発達障害者等支援の一層の充実】

- 発達障害者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要であることを基本指針に記載する。

【障害児通所支援等の地域支援体制の整備】

- 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要であることについて、基本指針に記載する。
- 障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある旨を記載するとともに、入所児童の 18 歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図ることについて、基本指針に記載する。
- 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して、
 - ・ 障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要があること

- ・ 難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要であること
- を基本指針に記載する。

- 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関して、
 - ・ 重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たってその人数やニーズを把握する必要があること
 - ・ 重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要があることを基本指針に記載する。

【相談支援体制の充実・強化等】

- 相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要であることを記載する。

【障害者の社会参加を支える取組】

- 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進することについて、基本指針に記載する。
- 読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する必要があることについて、基本指針に記載する。

【障害福祉サービス等の質の向上】

- 近年、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障害福祉サービス等の質の向上させるための体制を構築することを成果目標に追加する。

【障害福祉人材の確保】

- 障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取組むことが重要であることについて、基本指針に記載する。

(3) 成果目標に関する事項

基本指針第二の成果目標については、直近の状況等を踏まえて見直しを行うとともに、相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービス等の質の向上について、新たに成果目標を設定する。

さらに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、福祉施設から一般就労への移行等、障害児支援の提供体制の整備等については、成果目標の追加・変更を行う。

成果目標の見直しの概要

【施設入所者の地域生活への移行】

- 現在の基本指針では、
 - ・ 平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9 % 以上が令和 2 年度末までに地域生活に移行することを基本とする。
 - ・ 平成 28 年度末時点の施設入所者数を令和 2 年度末までに 2 % 以上削減することを基本とする。としている。

- 次期基本指針では、基準となる時点を平成 28 年度末時点から令和元年度へ変更するとともに、障害者の重度化・高齢化の状況等を踏まえて、令和 5 年度末における成果目標の設定を次のとおりとする。
 - ① 施設入所者の地域生活への移行
令和元年度末時点の施設入所者数の 6 % 以上が地域生活へ移行することを基本とする。
 - ② 施設入所者の削減
令和元年度末時点の施設入所者数の 1.6 % 以上削減することを基本とする。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】(項目の見直し)

- 現在の基本指針では、
 - ・ 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況
令和 2 年度末までに全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

 - ・ 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況
令和 2 年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

 - ・ 精神病床における 1 年以上長期入院患者数 (65 歳以上、65 歳未満)

令和 2 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）を、国が提示する推計式を用いて設定する。

- ・ 精神病床における早期退院率（入院後 3 か月時点、6 か月時点、1 年時点）

令和 2 年度における入院後 3 か月時点の退院率を 69%以上、6 か月時点の退院率を 84%以上、1 年時点の退院率を 90%以上とすることを基本とする。

- 次期基本指針では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があることから、新たに令和 5 年度末における成果目標の設定を次のとおりとする。

- ① 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数

令和 5 年度末における精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 3 1 6 日以上とすることを基本とする。

- ② 精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）
令和 5 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）を、国が提示する推計式を用いて設定する。

※ なお、令和 5 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数の全国の目標値は、令和元年と比べて 6.6 万人から 4.9 万人減少になる見込みである。

- ③ 精神病床における早期退院率（入院後 3 か月時点、6 か月時点、1 年時点）

令和 5 年度における入院後 3 か月時点の退院率を 69%以上、6 か月時点の退院率を 86%以上、1 年時点の退院率を 92%以上とすることを基本とする。

【地域生活支援拠点等が有する機能の充実】（項目の見直し）

- 現在の基本指針では、
 - ・ 令和 2 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

としている。

- 次期指針では、現行の成果目標を維持しつつ、令和 5 年度末における成果目標の設定を次のとおりとする。

- ・ 令和 5 年度末までの間、各市町村又は各圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

【福祉施設から一般就労への移行】（項目の見直し）

- 現在の基本指針では、
 - ・ 令和 2 年度中に平成 28 年度実績の 1.5 倍以上が福祉施設から一般就労へ移行することを基本とする。
 - ・ 令和 2 年度末における就労移行支援の利用者数が平成 28 年度末の利用者数から 2 割以上増加することを目指す。
 - ・ 令和 2 年度末において、就労移行支援の利用者のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指す。
 - ・ 就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする。
 としている。
- 次期指針では、直近の状況等を踏まえ、令和 5 年度末における成果目標の設定を次のとおりとする。
 - ① 令和 5 年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。併せて、就労移行支援、就労継続支援 A 型及び B 型のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとする。
 - ② 就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和 5 年度中に令和元年度実績の 1.30 倍以上とすることを基本とする。
 - ③ 就労継続支援 A 型及び B 型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和 5 年度中に令和元年度実績の概ね 1.26 倍以上*、1.23 倍以上*を目指すこととする。

* 就労継続支援 A 型は、移行率が着実に上昇していくと見込み設定。就労継続支援 B 型は、移行率は現状を維持するとともに、利用者が着実に増加していくと見込み設定。
 - ④ 就労定着支援の利用者数については、令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち 7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。また、就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを基本とする。

【障害児支援の提供体制の整備等】（項目の見直し）

- 現在の基本指針では、

- ・ 令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
 - ・ 令和2年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
 - ・ 令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
 - ・ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和元年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
- としている。

- 次期指針では、障害児支援の提供体制の整備等について、令和5年度末における成果目標の設定を次のとおりとする。
- ① 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
 - ② 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
 - ③ 聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。
 - ④ 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
 - ⑤ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【相談支援体制の充実・強化等】（新規）

- 相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていく観点から、次の成果目標を設定する。
- ・ 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的

な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

【障害福祉サービス等の質の向上】（新規）

- 各都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制を構築するため、次のとおり成果目標を設定する。
 - ・ 令和5年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて（案）

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。今年度中に新たな指針を示す。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。次期計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 福祉施設から一般就労への移行
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に(H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率: 3ヵ月後 69%、6ヵ月後 86%、1年後 92%(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行

- ・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る成果目標及び活動指標について

- 成果目標①: 施設入所者の地域生活への移行
- 成果目標②: 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 成果目標③: 地域生活拠点等が有する機能の充実
- 成果目標④: 福祉施設から一般就労への移行等
- 成果目標⑤: 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 成果目標⑥: 相談支援体制の充実強化等
- 成果目標⑦: 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築
- 活動指標の全体像

成果目標①

施設入所者の地域生活への移行

成果目標①-1 施設入所者の地域生活移行者数に関する目標について

現状

- 平成28年度末の施設入所者を母数とした地域生活移行者の割合は、平成30年度末時点で2.4%であり、引き続き、現状の水準で推移した場合、令和2年度末の目標値である9%を下回る状況。
- また、平成28年～平成30年の地域移行生活移行者の水準を踏まえると、令和元年度末の施設入所者数を母数とした地域生活移行者の割合は、令和5年度末までに5.7%となる見込み。

成果目標(案)

- 施設入所者の重度化・高齢化により、入所施設からの退所は入院・死亡を理由とする割合が年々高まっており、自宅やグループホームなどへの地域生活移行者数は、上記の現状の通り減少傾向にある。
- 一方で、障害者の重度化・高齢化に対応するための、日中サービス支援型グループホームなど障害福祉サービスの機能強化や地域生活支援拠点等の整備にかかる取組を踏まえ、第6期障害福祉計画の基本指針においては、成果目標を以下のように設定してはどうか。

【成果目標(案)】

令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

| 目標値 | 第1～2期 (H18～23年度) | 第3期 (H24～26年度) | 第4期 (H27～29年度) | 第5期 (H30～R2年度) | 第6期 (R3～5年度) |
|----------------|--|--|-----------------------------------|-----------------------------------|------------------------------|
| 基本指針 | 10% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間)) | 30% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間)) | 12% (平成25年度末～ 29年度末(4年間)) | 9% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間)) | 6% (令和元年度末～ 5年度末(4年間)) |
| 都道府県 障害福祉計画 | 14.5% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間)) | 25.2% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間)) | 13.3% (平成25年度末～ 29年度末(4年間)) | 8.0% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間)) | — |

平成21～23年度は10月1日数値、24年度～30年度は3月末数値。令和元年度以降は推計。(出典：施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

成果目標①-2 施設入所者数の削減に関する目標について

現状

- 直近3か年(平成28年～平成30年)の施設入所者数削減の状況を踏まえると、平成28年度末の施設入所者数を母数とした削減の割合は令和2年度末までに1.6%となる見込みであり、現状の水準で推移した場合、令和2年度末の目標値である2%を下回る状況。

成果目標(案)

- 施設入所者の現状をみると、障害支援区分5以下の利用者は減少または横ばいである一方、区分6の利用が増加しており、全体として施設入所者の重度化が進んでいる。また、65歳以上の利用者の割合が増加している。
- こうした傾向は、平成25年3月以降、一貫して続いており、地域移行を進めるためには、地域における受け皿の整備や支援体制の充実を継続して進めていく必要がある。
- 第6期障害福祉計画の基本指針においては、真に施設入所支援が必要な場合を検討することを求めつつ、近年の施設入所者数の削減状況を踏まえ、成果目標を以下のように設定してはどうか。

【成果目標(案)】

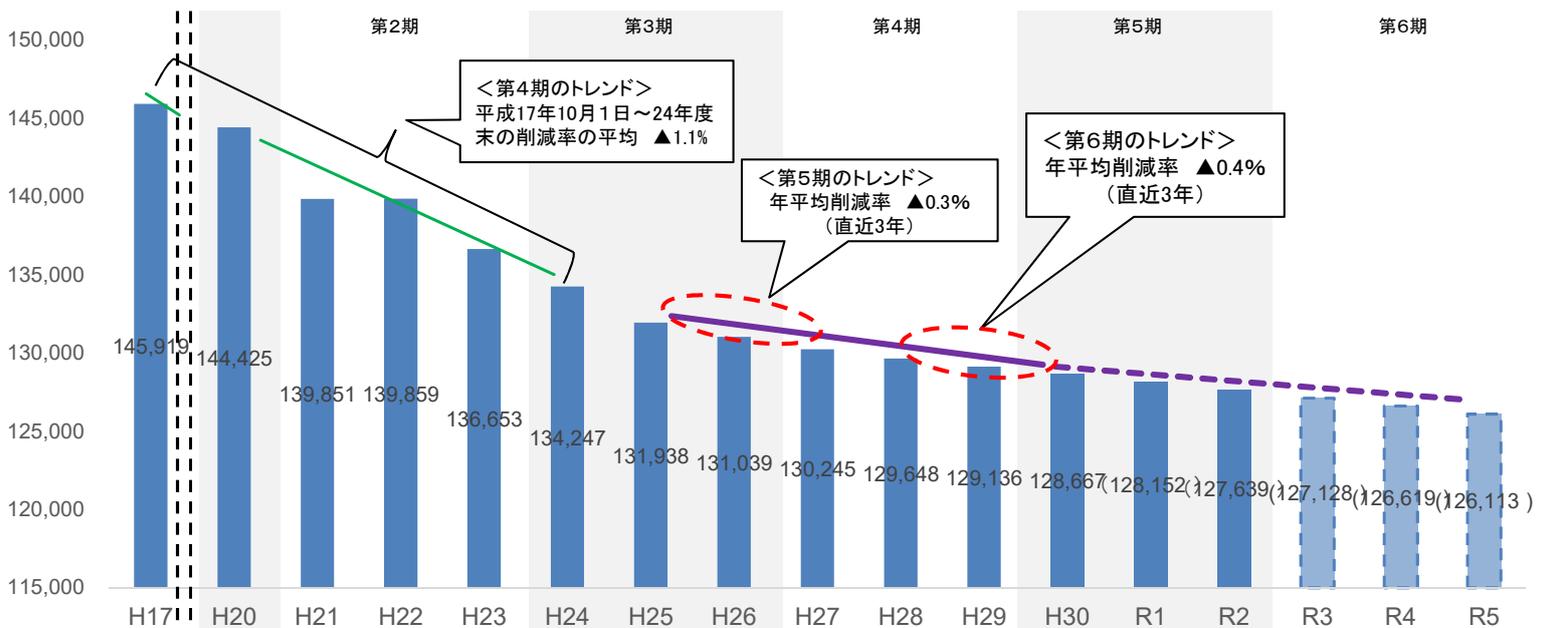
令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

| 目標値 | 第1～2期 (平成18～23年度) | 第3期 (平成24～26年度) | 第4期 (平成27～29年度) | 第5期 (平成30～令和2年度) | 第6期 (令和3～5年度) |
|------------|------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 基本指針 | ▲7% (平成17年10月1日～23年度末(6.5年間)) | ▲10% (平成17年10月1日～26年度末(9.5年間)) | ▲4% (平成25年度末～29年度末(4年間)) | ▲2% (平成28年度末～32年度末(4年間)) | ▲1.6% (令和元年度末～令和5年度末(4年間)) |
| 都道府県障害福祉計画 | ▲8.4% (平成17年10月1日～23年度末(6.5年間)) | ▲15.4% (平成17年10月1日～26年度末(9.5年間)) | ▲3.8% (平成25年度末～29年度末(4年間)) | ▲2.2% (平成28年度末～32年度末(4年間)) | — |

①施設入所者数の推移について(参考データ)

施設入所者数の推移



| | 第1～2期 (平成18～23年度) | 第3期 (平成24～26年度) | 第4期 (平成27～29年度) | 第5期 (平成30～令和2年度) | 第6期 (令和3～5年度) |
|------|------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|---------------------|------------------|
| 基本指針 | ▲7% | ▲10% | ▲4% | ▲2% | ▲1.6% |
| 実績値 | ▲8.9% (平成17年10月1日～23年度末(6.5年間)) | ▲10.3% (平成17年10月1日～26年度末(9.5年間)) | ▲2.1% (平成25年度末～29年度末(4年間)) | — | — |
| | | 14,975人 | 2,802人 | — | — |

・平成17年度、平成20～23年度は10月1日数値。24年度～30年度は3月末数値。令和元年度以降(括弧書き)は推計。
(出典:国保連データ、社会福祉施設等調査、施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

成果目標②

精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築

成果目標② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標について

現状

- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」実施自治体数の増加等、構築に向けた取組は一定程度進んできたところであるが、第5期の成果目標である、長期入院患者数の減少など、目標達成に向けた取組を引き続き、推進する必要がある。
- 保健・医療・福祉関係者による協議の場の圏域ごとの設置については、第5期障害福祉計画期間中にほぼ全圏域で設置される見込みであることから、今後は協議の場の活性化に向けた取組が必要。市町村ごとの協議の場の設置については、引き続き設置に向けた取組を推進していくことが必要。



成果目標(案)

- 精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制について今後も計画的に推進する観点から、地域生活支援連携体制整備を評価する指標として、精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を成果目標として設定してはどうか。
- 精神病床における1年以上長期入院患者数の減少(65歳以上、65歳未満の内訳)、精神病床における入院後3ヶ月時点・6ヶ月時点・1年時点の退院率の上昇については、引き続き、目標値として設定してはどうか。

【成果目標(案)】

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇:316日以上とすることを基本とする。(新規)
- 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定する。令和5年度末の全国の目標値は平成30年度と比べて6.6~4.9万人減少になる。
- 精神病床における退院率の上昇:3ヶ月時点69%以上、6ヶ月時点86%以上、12ヶ月時点92%以上とすることを基本とする。

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数について

○ 包括的かつ継続的な地域生活支援連携体制整備を、今後も計画的に推進する観点から「精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数」(地域平均生活日数)を新たに成果目標として追加してはどうか。

具体的な計算式の案

A年入院後1年以内の精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数

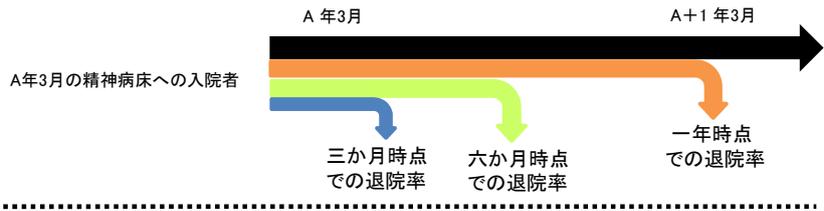
A年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)の退院日から1年間の地域生活日数の合算

A年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)総数

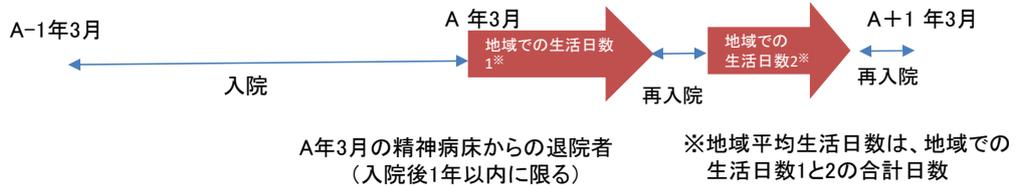
(留意事項)

- 上記の地域平均生活日数は、あくまで退院者のみに着目しているため、例えば、退院率が非常に低い地域では、当該成果目標の達成状況の評価がミスリーディングとなる可能性が考えられる。このため、成果目標として設定予定である精神病床における早期退院率(入院後三か月時点、入院後六か月時点、入院後一年時点)も併せてみることとする。
- 地域平均生活日数の都道府県別値を評価するに当たっては、「精神病床における早期退院率が、四分位範囲の1.5倍の下限值より低い値でないこと」を条件とする。※第6期障害福祉計画の目標設定に用いた2016年の各早期退院率において四分位範囲の1.5倍の下限值より低い値の都道府県は山口県であった。

精神病床における早期退院率の考え方



地域平均生活日数の考え方



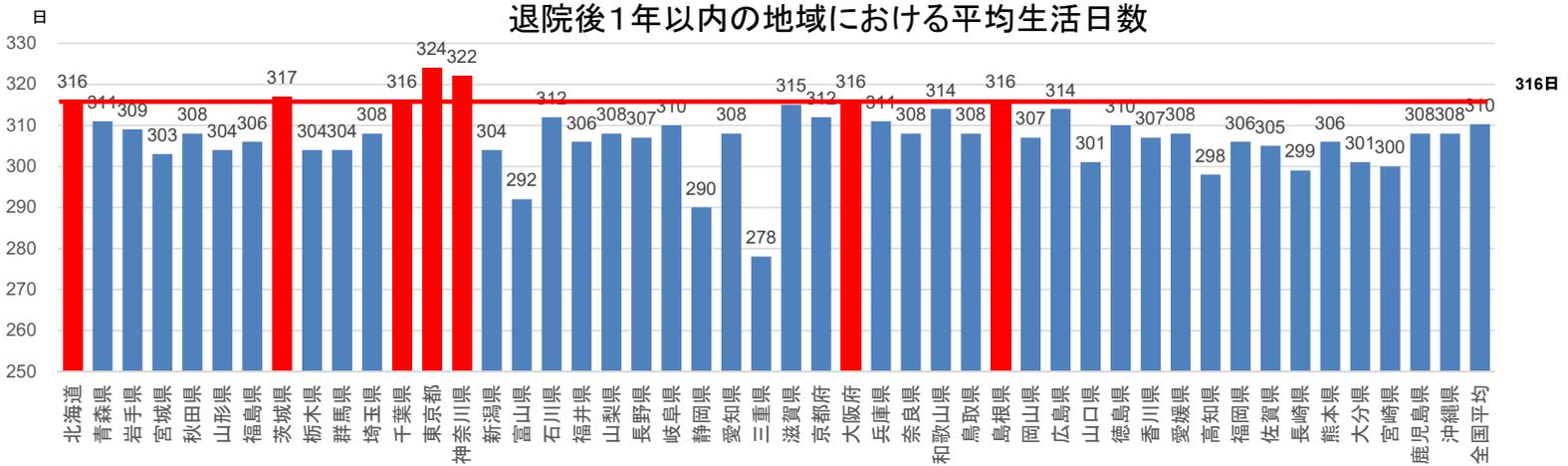
A年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)

※地域平均生活日数は、地域での生活日数1と2の合計日数

②精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数について

第6期障害福祉計画の目標値については、上位10%の都道府県が達成している値(316日以上)を基本とする。

都道府県別 2016年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)退院後1年以内の地域における平均生活日数



具体的な計算式

2016年精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数

2016年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)の退院日から1年間の地域生活日数の合算

2016年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)総数

- ・医療機関へ入院した日数については、地域生活日数として算出されない。
- ・死亡退院者については、分母及び分子から除外されている。
- ・退院後に死亡が確認された場合は、死亡日以降の日数は、地域生活日数として算出されない。

②精神病床における1年以上長期入院患者数及び地域移行に伴う基盤整備量

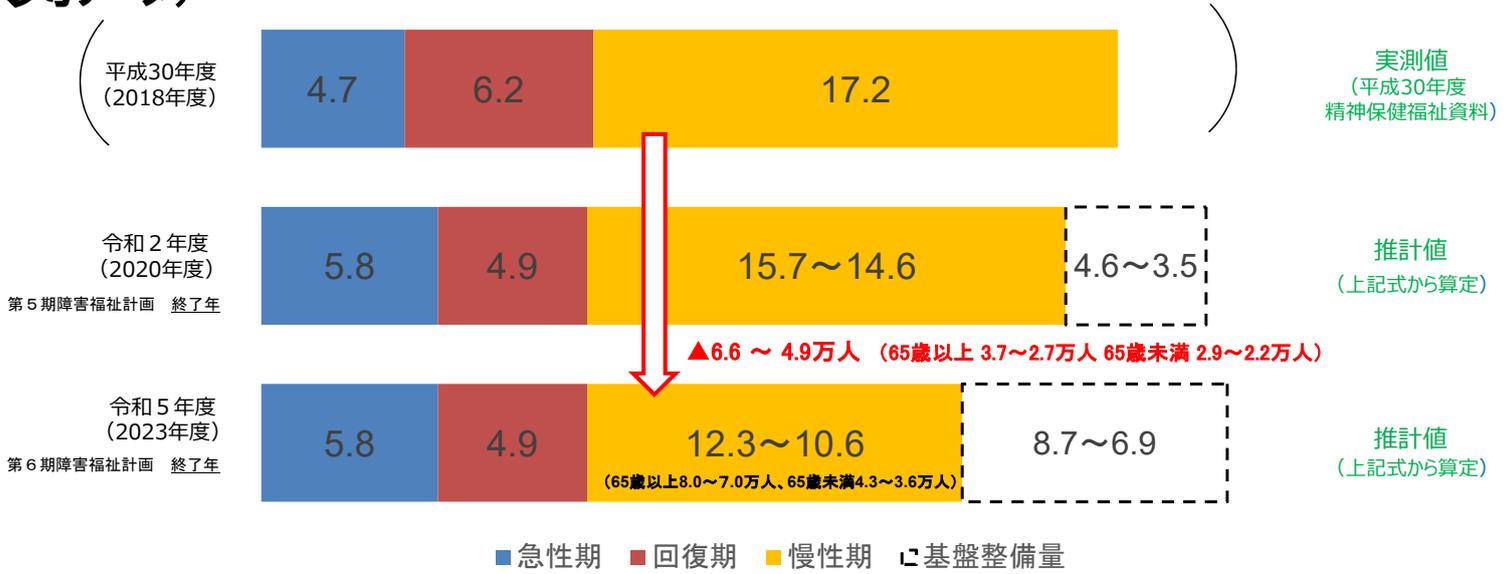
(推計算定式)

平成26年度の入院受療率を基に政策効果を見込まない将来の入院需要を推計し、①「地域移行を促す基盤整備」： α 、②「治療抵抗性統合失調症治療薬の普及」： β 、③「認知症施策の推進」： γ による政策効果を差し引いて、令和5年度の精神病床における1年以上長期入院患者数の目標値を都道府県別に設定（第7次医療計画及び第5期障害福祉計画と同様の算定式）

$$\left[\begin{array}{l} \text{平成26年} \\ \text{性・年齢階級別の} \\ \text{急性期入院受療率} \\ \times \\ \text{性・年齢階級別の} \\ \text{令和5年推計人口}^{\ast} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{性・年齢階級別の} \\ \text{回復期入院受療率} \\ \times \\ \text{性・年齢階級別の} \\ \text{令和5年推計人口}^{\ast} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{性・年齢階級別の} \\ \text{認知症でない者に係る} \\ \text{慢性期入院受療率} \\ \times \\ \text{性・年齢階級別の} \\ \text{令和5年推計人口}^{\ast} \end{array} \right] \times \alpha \left[\begin{array}{l} \text{令和3~5で} \\ \text{26~35\% (注2)} \\ \text{減少} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{性・年齢階級別の} \\ \text{認知症である者に係る} \\ \text{慢性期入院受療率} \\ \times \\ \text{性・年齢階級別の} \\ \text{令和5年推計人口}^{\ast} \end{array} \right] \times \gamma \left[\begin{array}{l} \text{令和3~5: 毎} \\ \text{年2~3\%減少} \end{array} \right] \div \text{病床利用率}$$

(※) R5年の人口推計データがないため、R2とR6年人口推計データから直線推定

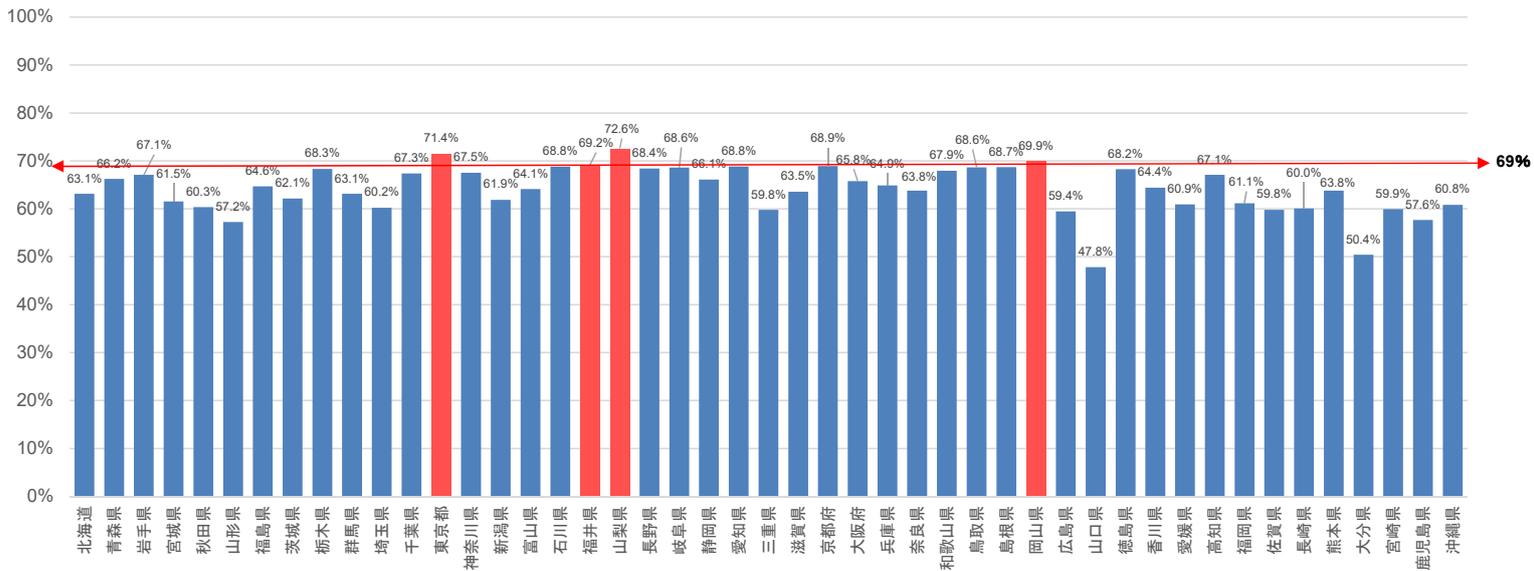
(参考データ)



精神病床における早期退院率(入院後3ヶ月)について(参考データ)

都道府県別 精神病床における入院後3ヶ月時点の退院率(平成28年)

第6期障害福祉計画の目標値については、上位10%の都道府県が達成している値(69%以上)を基本とする。



精神病床における入院後(3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月)時点の退院率

平成28年3月における精神病床における入院患者における入院後(3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月)時点 退院者総数

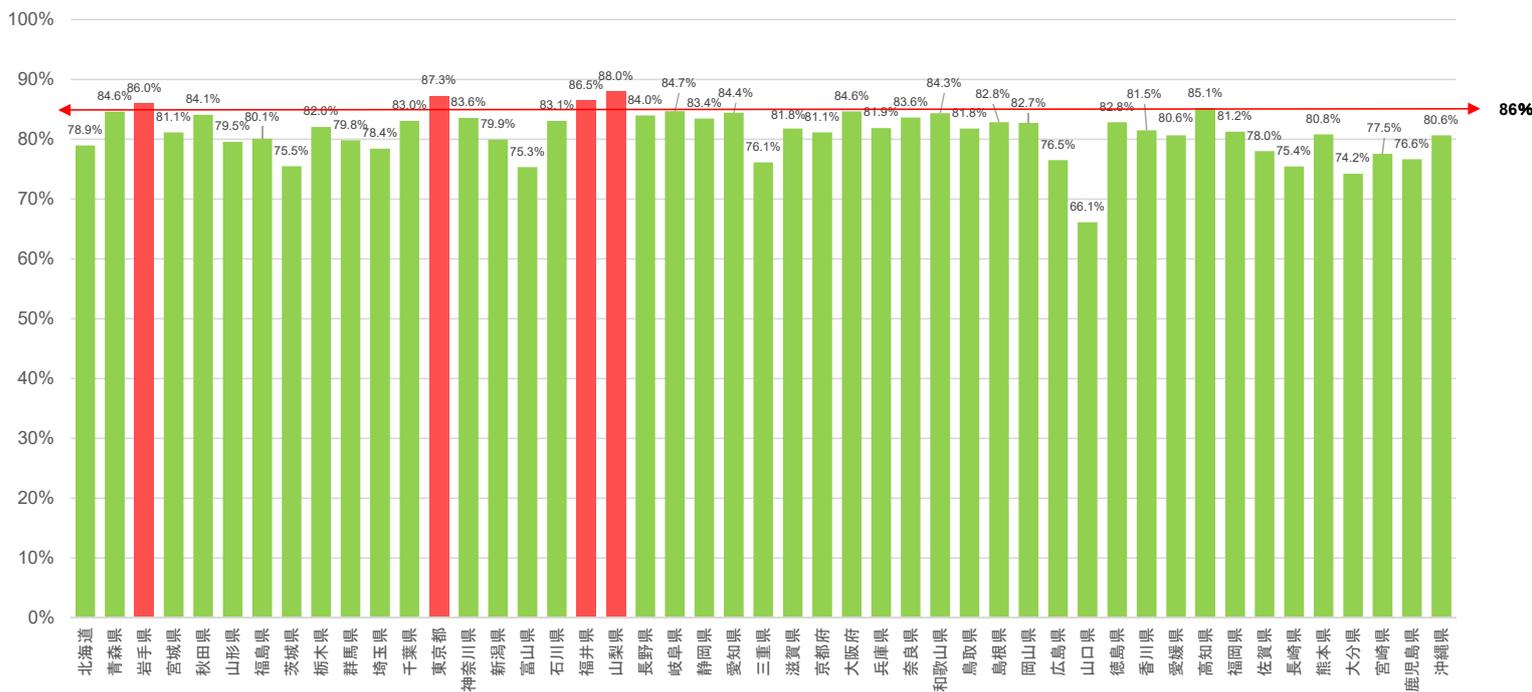
平成28年3月における精神病床における入院者総数

(注) 死亡退院者については、分母及び分子から除く。

精神病床における早期退院率(入院後6ヶ月)について(参考データ)

都道府県別 精神病床における入院後6ヶ月時点の退院率(平成28年)

第6期障害福祉計画の目標値については、上位10%の都道府県が達成している値(86%以上)を基本とする。

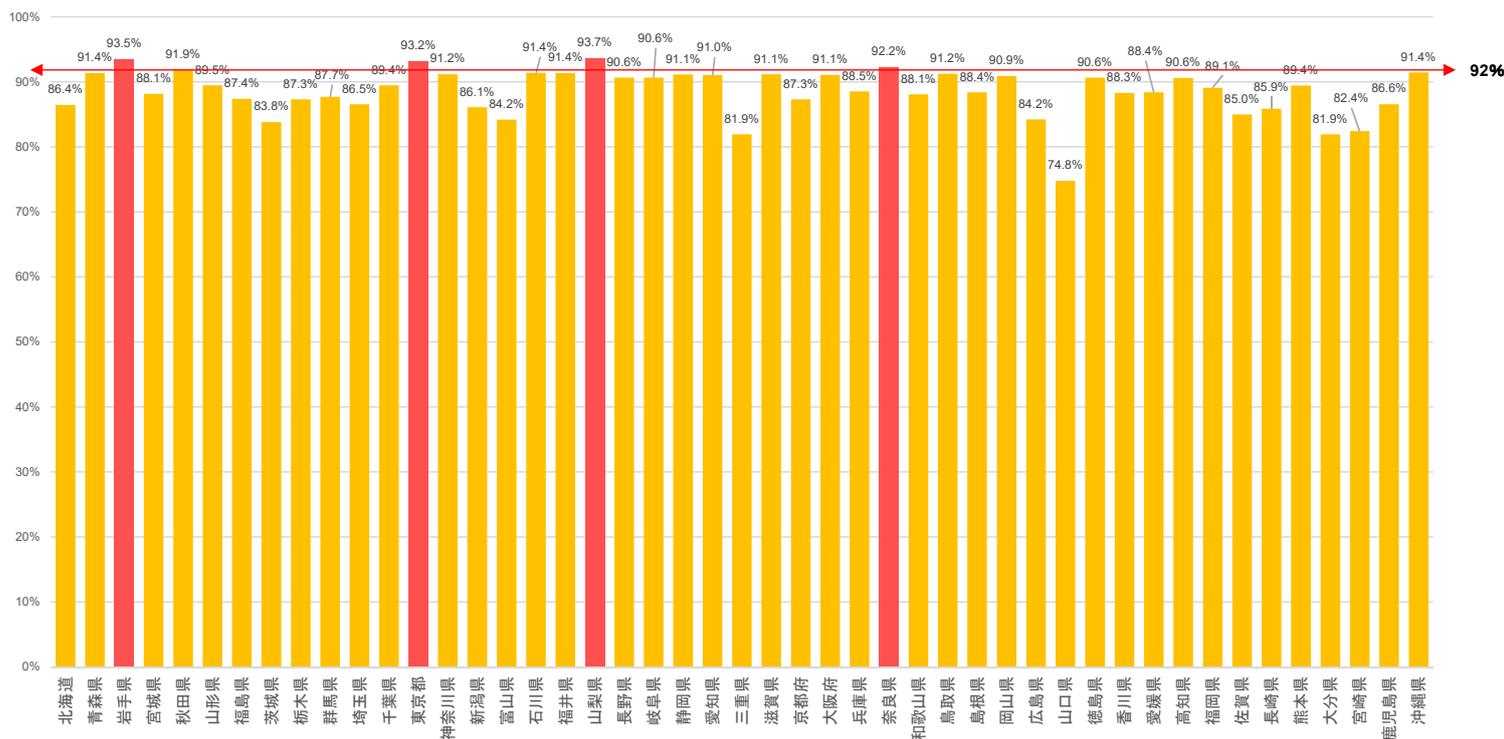


出典: 令和元年度 厚生労働科学研究「医療計画、障害福祉計画の効果的なモニタリング体制の構築のための研究」(研究代表者: 山之内芳雄)からの報告 NDBデータを活用して算出

精神病床における早期退院率(入院後12ヶ月)について(参考データ)

都道府県別 精神病床における入院後12ヶ月時点の退院率(平成28年)

第6期障害福祉計画の目標値については、上位10%の都道府県が達成している値(92%以上)を基本とする。



出典: 令和元年度 厚生労働科学研究「医療計画、障害福祉計画の効果的なモニタリング体制の構築のための研究」(研究代表者: 山之内芳雄)からの報告 NDBデータを活用して算出

成果目標③ 地域生活支援拠点等が有する 機能の充実

成果目標③ 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組について

現状

- 地域には、障害児者を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているが、それらの有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要。
- 第5期障害福祉計画期間中に、1,741市区町村のうち、1,320市区町村(圏域含む)において地域生活支援拠点等の整備が行われる見込み。(平成30年4月1日時点)

成果目標(案)

- 地域生活支援拠点等は、整備後も地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討を行う必要がある。
- 他方、数値目標を示さないことで、地域生活支援拠点等の整備の必要性がなくなったとの誤解を与えることのないよう留意する必要がある。
- 第6期障害福祉計画の基本指針においては、第5期障害福祉計画期間に目標が概ね達成されるという前提に立ちつつも、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備し、地域生活支援拠点等における機能の充実・強化に係る内容を強く打ち出してはどうか。

【成果目標(案)】

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

③地域生活支援拠点等の整備状況(参考データ)

○ 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、平成30年4月1日時点で、119の自治体(障害保健福祉圏域含む)において、整備されている。(全国の自治体数:1741、圏域数:189)

① 地域生活支援拠点等の整備数について(予定含む)

| | | |
|------------------|--------|-----------------------|
| 平成30年4月1日時点で整備済み | 89市町村 | 30圏域(圏域の市町村数:144市町村) |
| 平成30年9月末までに整備予定 | 8市町村 | 2圏域(圏域の市町村数:5市町村) |
| 平成30年度末までに整備予定 | 37市町村 | 6圏域(圏域の市町村数:22市町村) |
| 令和元年度に整備予定 | 44市町村 | 6圏域(圏域の市町村数:19市町村) |
| 令和2年度に整備予定 | 503市町村 | 120圏域(圏域の市町村数:449市町村) |
| その他 | 347市町村 | 25圏域(圏域の市町村数:74市町村) |

② 整備類型について(予定含む)

| | | |
|--------------|--------|-----------------------|
| 多機能拠点型 | 39市町村 | 3圏域(圏域の市町村数:10市町村) |
| 面的整備型 | 371市町村 | 109圏域(圏域の市町村数:409市町村) |
| 多機能拠点型+面的整備型 | 56市町村 | 9圏域(圏域の市町村数:48市町村) |
| その他 | 2市町村 | 0圏域(圏域の市町村数:0市町村) |
| 未定 | 560市町村 | 68圏域(圏域の市町村数:247市町村) |

(課題等)

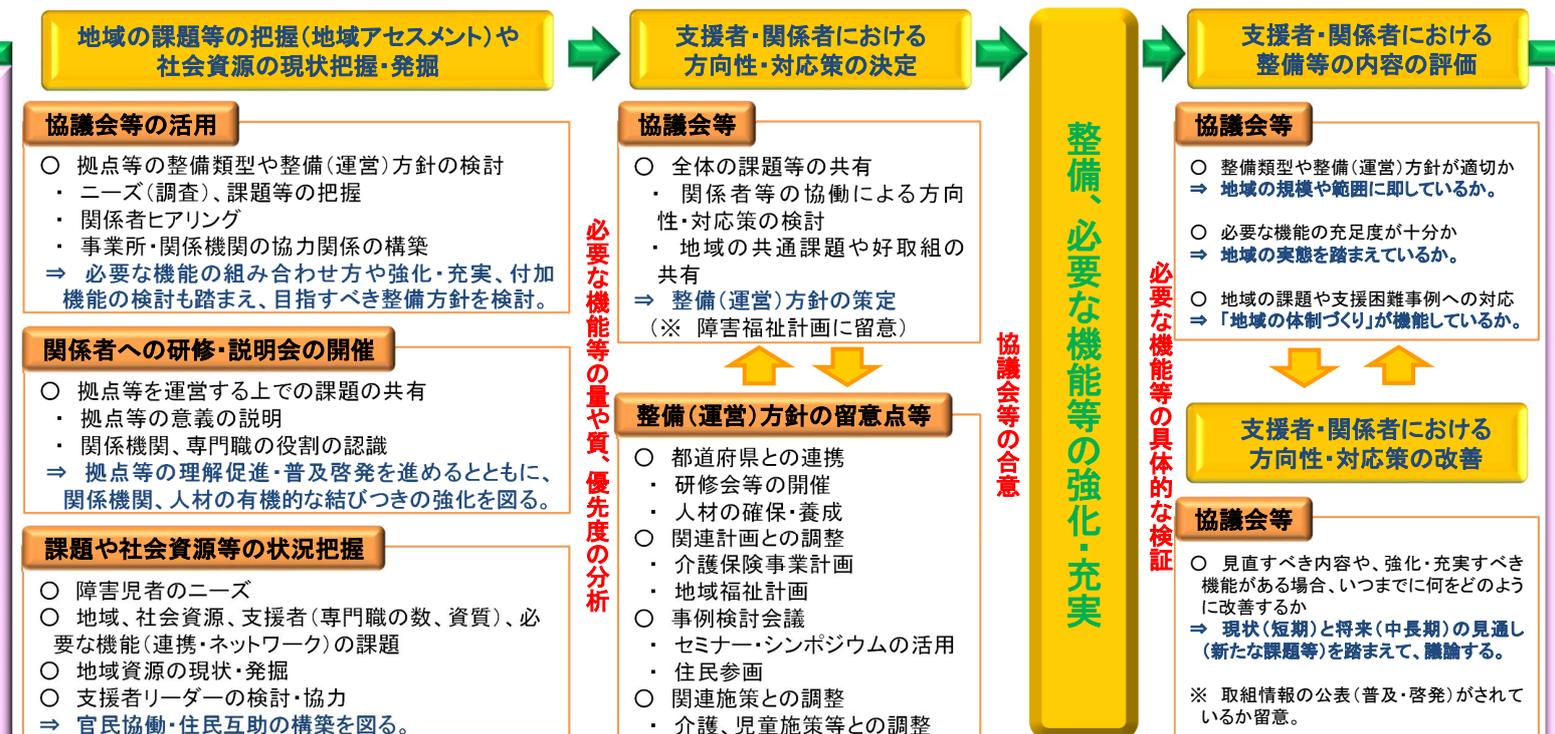
- ※ 整備にあたって、備えるのが困難な機能として、「緊急時の受入・対応」、「専門の人材の養成・確保」が大宗を占めていた。
- ※ 今後の課題については、主に「地域の社会資源が不足していること」、「整備・運営に係る財源の確保」等があげられている。

※ 障害福祉課調べ

③地域生活支援拠点等の整備、必要な機能の強化・充実のプロセス(イメージ)

○ 地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域アセスメントを十分に行い、支援者・関係者が一体となって整備するとともに、整備後も地域のニーズ・課題に答えられているか、必要な機能の水準や充足について、PDCAサイクルの視点で、継続的に検証・検討を行う必要がある。

⇒ **必要な機能等の強化・充実を図ることで、地域生活支援体制の推進につながる。**



成果目標④

福祉施設から一般就労への移行等

成果目標④-1 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

現状

- 就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)の利用を経て一般就労へ移行した者の数については、平成29年度実績で平成24年度実績の約1.9倍(15,957人)となっている。
- 平成27年度から平成29年度の移行者数の増加数(約900人)から推計すると、令和2年度においては、第5期障害福祉計画の基本指針の成果目標である「平成28年度実績の1.5倍の一般就労への移行者の達成」を達成するのは困難であることが見込まれる。

成果目標(案)

- 「一般就労への移行」に係る目標として移行者数を堅持した上で、「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、移行者数の目標値において、就労移行支援事業の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及び就労継続支援B型についても事業目的を踏まえつつ、目標を掲げてみてはどうか。
- 上記に伴い、就労移行支援事業の取組は移行者数で評価することとし、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所の就労移行率については、目標値として設定しないこととしてはどうか。

【成果目標(案)】

令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。そのうち、就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成することを基本とする。

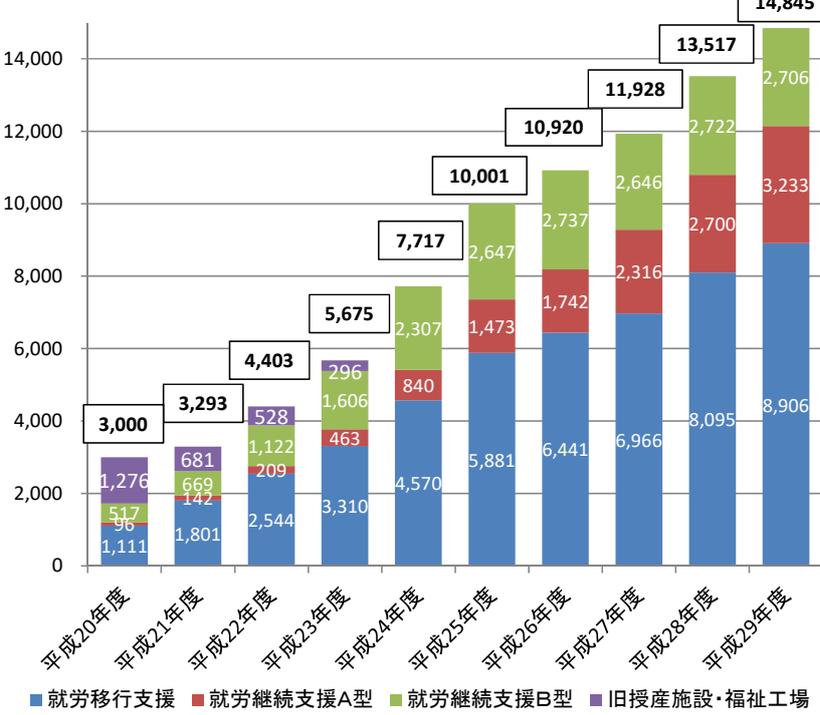
また、就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和5年度までに、令和元年度実績の概ね1.26倍以上*、1.23倍以上*を目指すこととする。(新規)

* 就労継続支援A型については、移行率が着実に上昇していくと見込み設定。就労継続支援B型については、移行率は現状を維持するとともに、利用者が着実に増加していくと見込み設定。

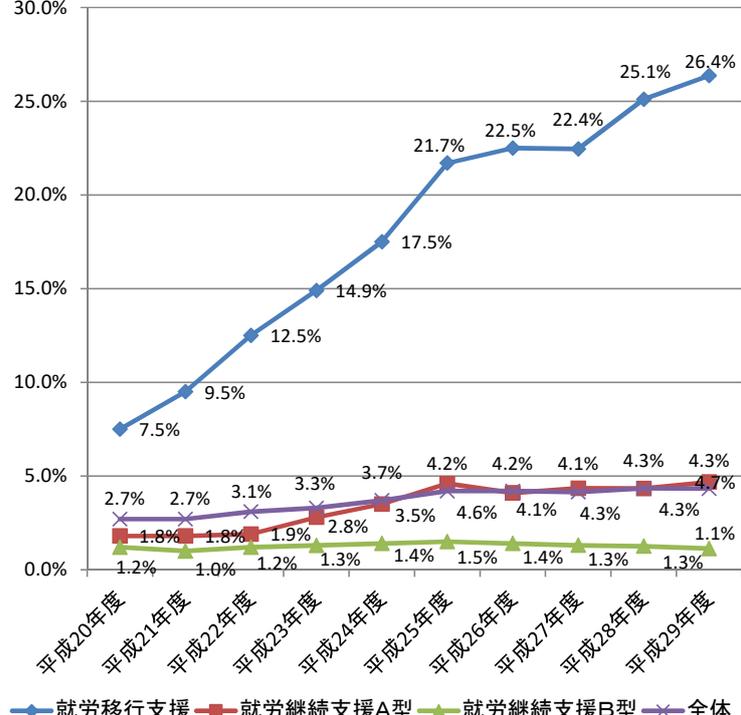
④一般就労への移行者数・移行率の推移(事業種別)

- 就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は、毎年増加しており、平成29年度では約1.5万人の障害者が一般企業へ就職している。
- 一方で、一般就労への移行率を見ると、就労移行支援における移行率は大きく上昇しているものの、就労継続支援A型では微増にとどまっており、就労継続支援B型では横ばいとなっている。

＜一般就労への移行者数の推移＞



＜一般就労への移行率の推移＞

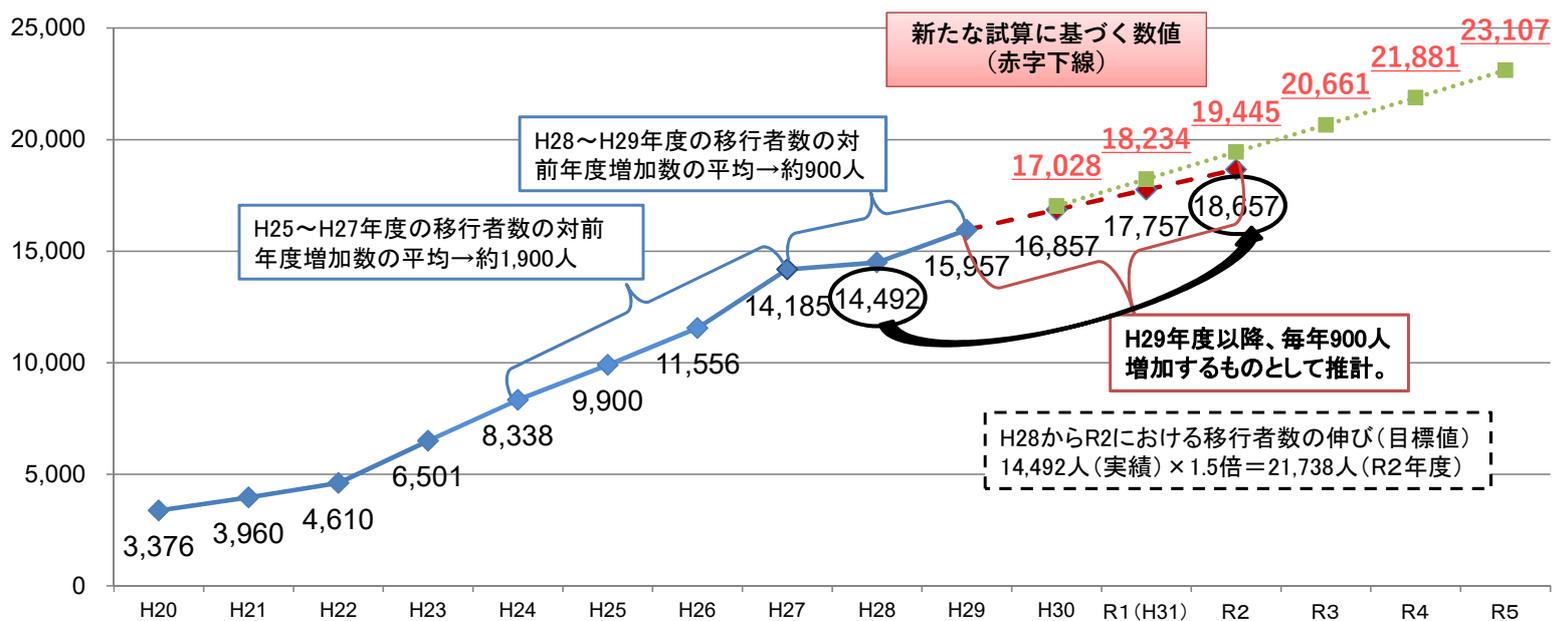


【出典】社会福祉施設等調査

【出典】社会福祉施設等調査、国保連データ

④就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の推移について(参考データ)

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の推移



基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値、基本指針における実績値

| 目標値 | 第1～2期 (平成18～23年度) | 第3期 (平成24～26年度) | 第4期 (平成27～29年度) | 第5期 (平成30～令和2年度) |
|------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------|
| 基本指針 | 平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上 | 平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上 | 平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上 | 平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上 |
| 都道府県障害福祉計画 | 4倍 | 4.2倍 | 2倍 | 1.5倍 |
| 実績値 | 2.7倍 | 4.8倍 | 1.9倍 | — |

成果目標④-2 就労定着支援事業に関する目標について

現状

- 平成30年度報酬改定において、就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)に応じた基本報酬とした。
- 就労定着支援事業の利用者数は8,607人(令和元年6月)であり、就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数15,957人(平成29年度実績)と比較しても、低調である。



成果目標(案)

- 就労定着支援事業の利用状況を踏まえ、更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加してはどうか。
- また、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容(就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)に応じた基本報酬)に合わせてはどうか。

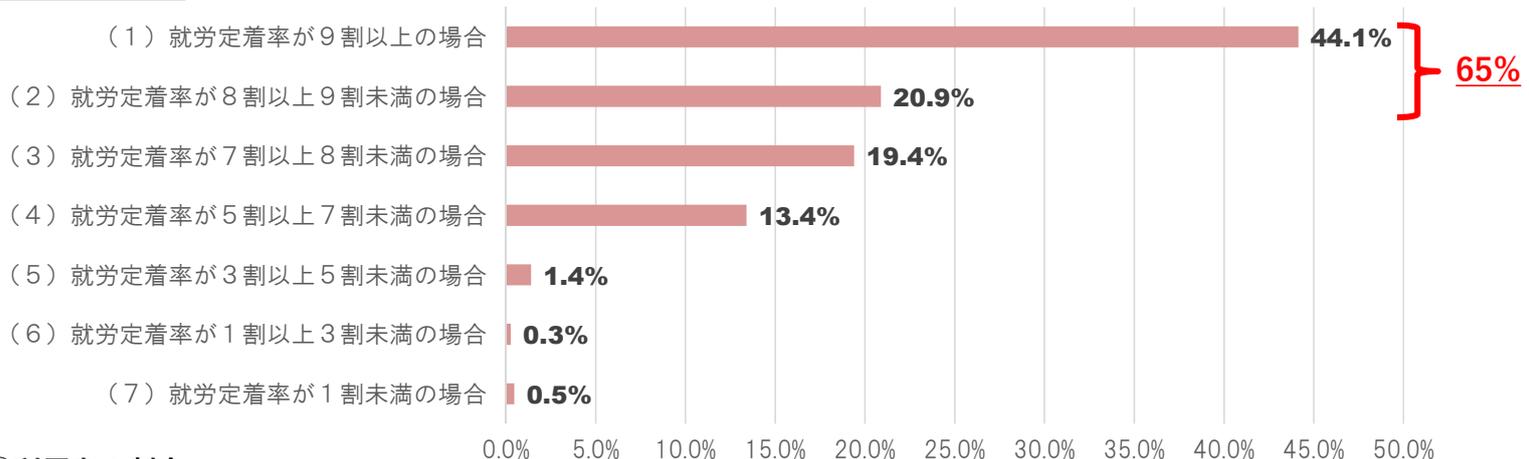
【成果目標(案)】

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。**(新規)**

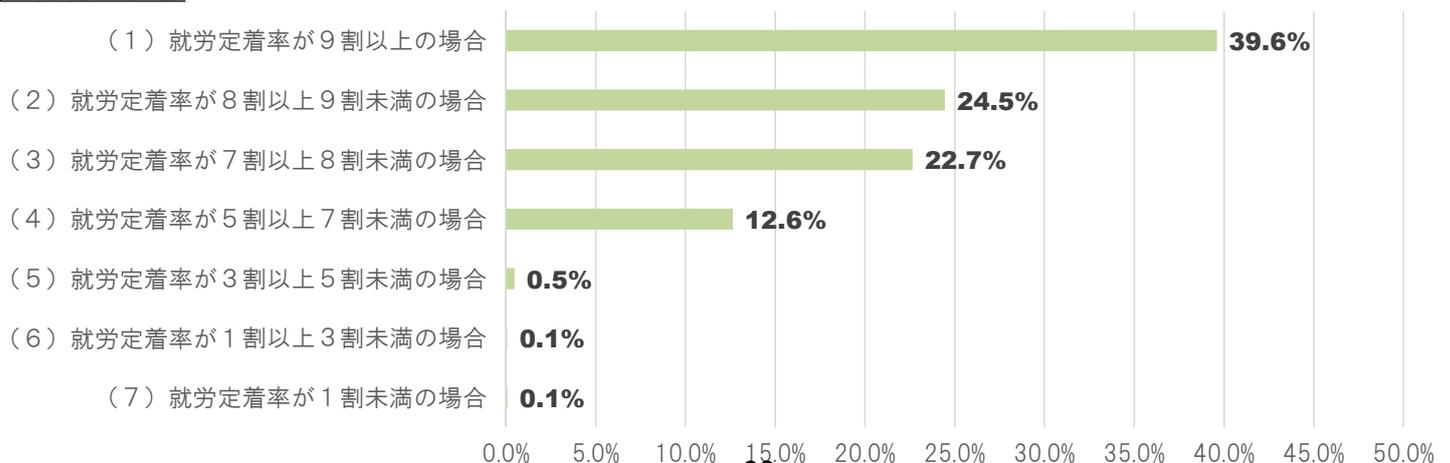
また、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。**(新規)**

④ 就労定着支援における就労定着率別の事業所数・利用者数 【令和元年7月サービス提供分】

① 事業所の割合

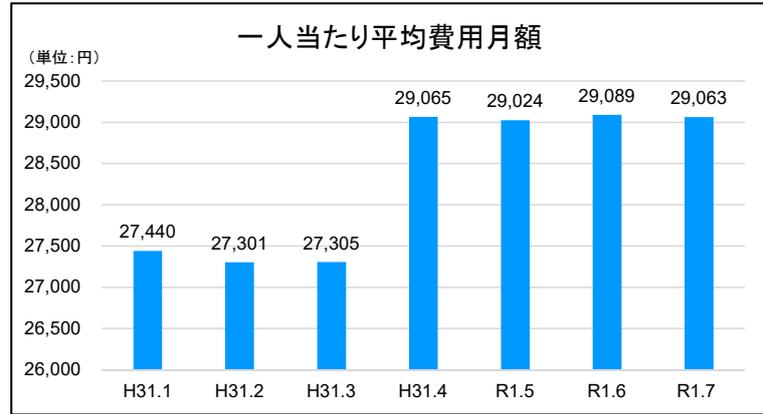
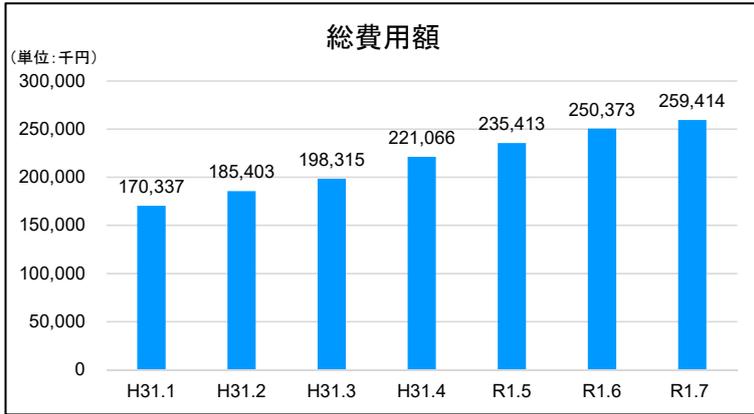
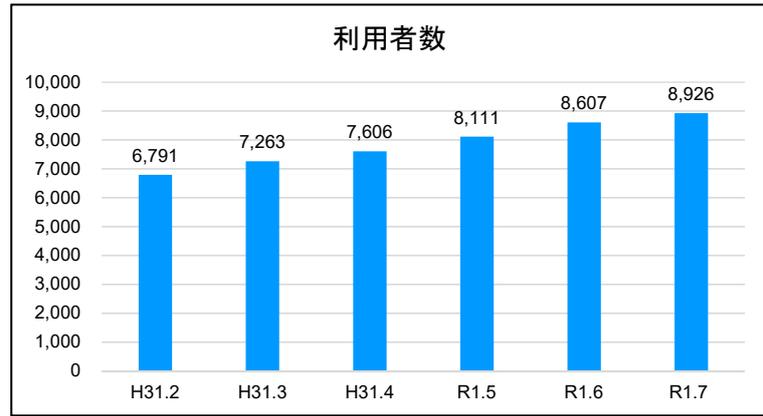
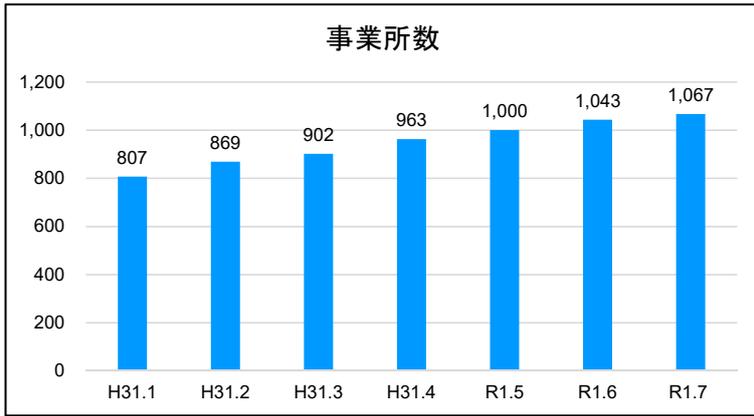


② 利用者の割合



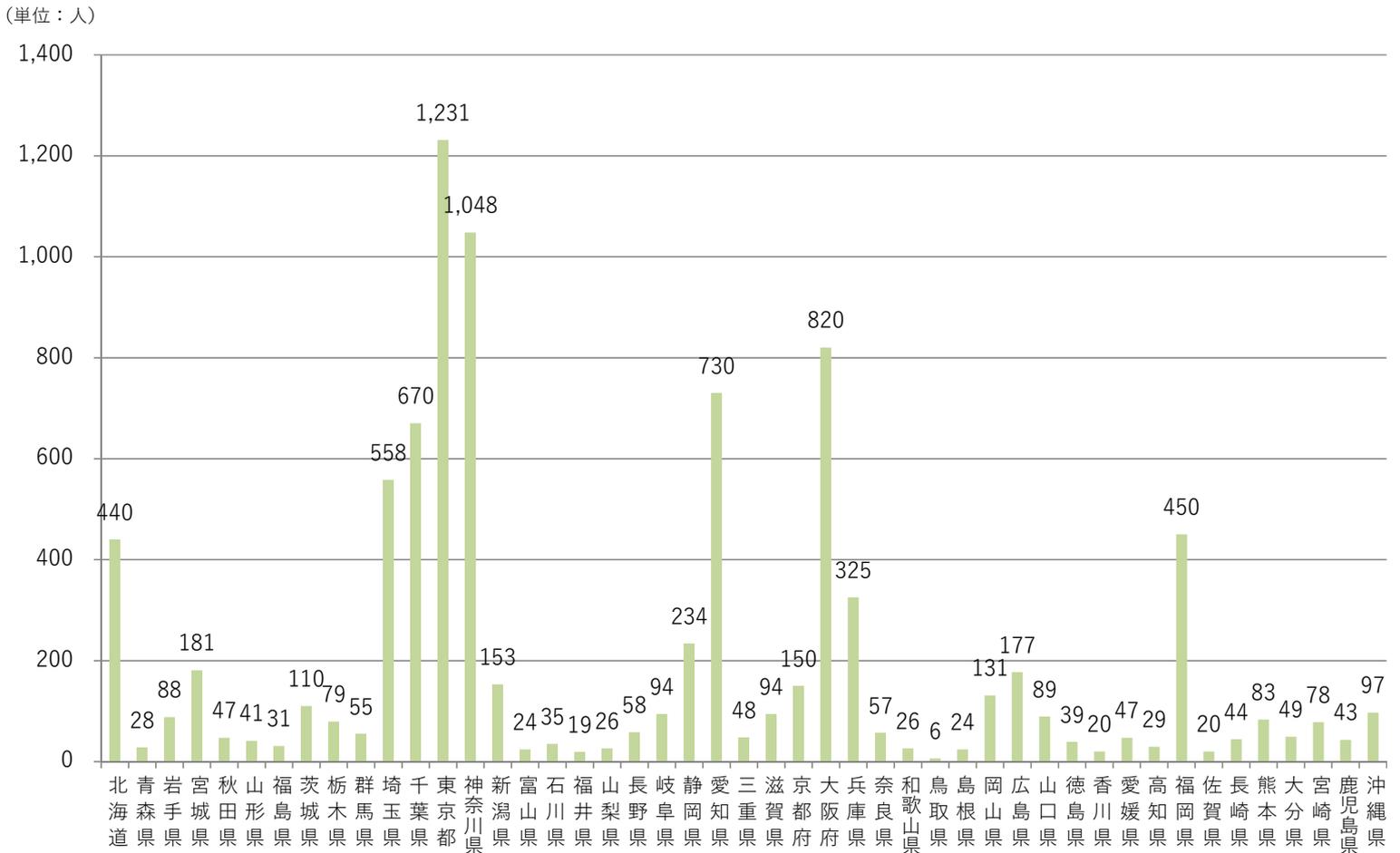
④就労定着支援の現状

- 総費用額、利用者数及び事業所数は、毎月増加している。(完全施行は平成30年10月)
- 一人当たり平均費用額は平成31年4月に大きく増加した。



【出典】国保連データ

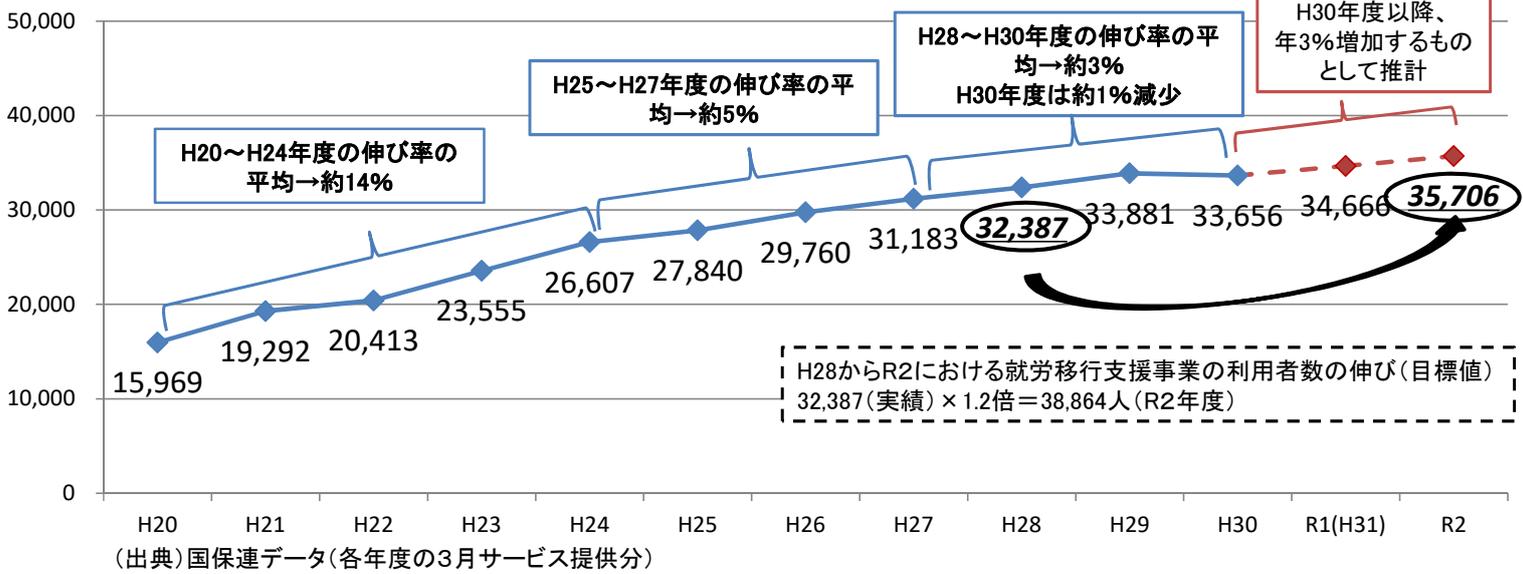
④都道府県別就労定着支援利用者数



【出典】令和元年7月国保連データ

④(参考)就労移行支援の利用者数の推移について(参考データ)

就労移行支援事業の利用者数の推移



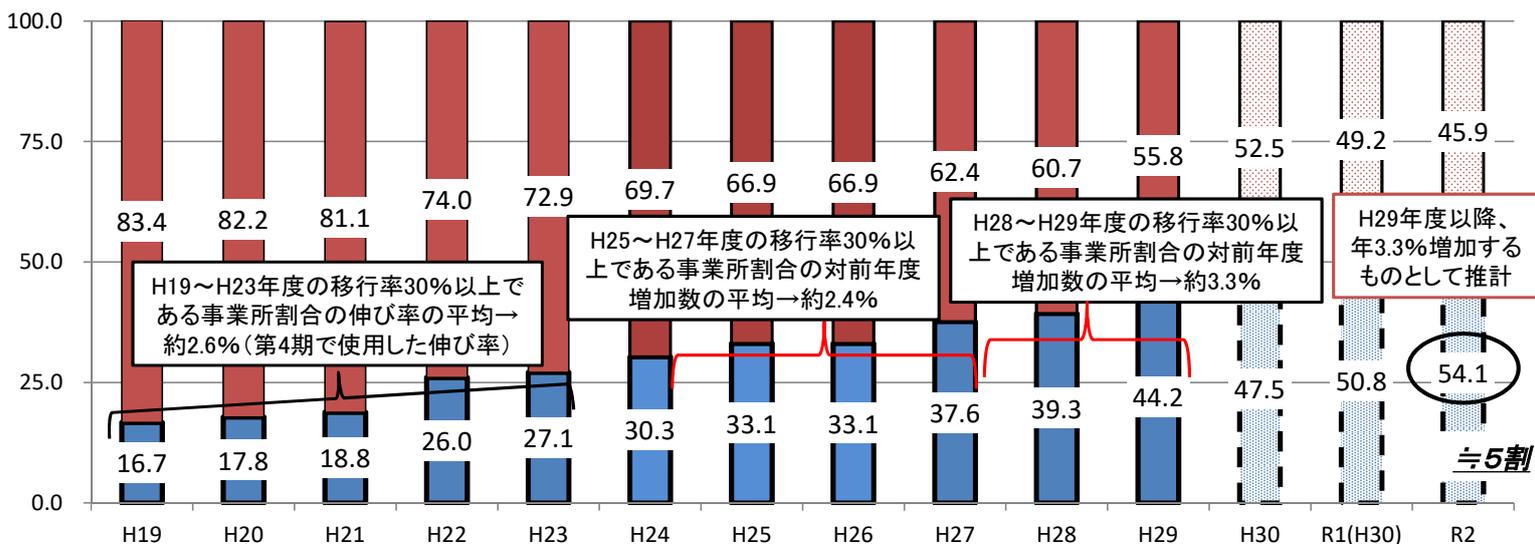
基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

| 目標値 | 第1～2期 (平成18～23年度) | 第3期 (平成24～26年度) | 第4期 (平成27～29年度) | 第5期 (平成30～令和2年度) |
|------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 基本指針 | 福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用 | 福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用 | 就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加 | 就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加 |
| 都道府県障害福祉計画 | 7.5% | 8.1% | 1.6倍 | 1.4倍 |

(注) 福祉施設…生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援事業所

④(参考)就労移行支援の事業所ごとの就労移行率の推移について(参考データ)

就労移行支援事業の就労移行率の割合の推移



基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

| 目標値 | 第1～2期 (平成18～23年度) | 第3期 (平成24～26年度) | 第4期 (平成27～29年度) | 第5期 (平成30～令和2年度) |
|------------|----------------------|--------------------|------------------------------|------------------------------|
| 基本指針 | — | — | 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上 | 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上 |
| 都道府県障害福祉計画 | — | — | 50.2% | 50.2% |